

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社所在地
パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上1-1-2

2 指名停止措置期間

- 令和7年4月8日から令和7年5月7日まで（1箇月）

3 指名停止措置の範囲

- 那須塩原市が発注する工事等

4 事実概要

- 資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたとして、令和7(2025)年1月31日、国土交通省関東地方整備局長から建設業法に基づく監督処分(営業の停止命令)を受けた。

5 指名停止措置理由

- 那須塩原市建設工事等指名停止基準別表16の項に該当

<那須塩原市建設工事等指名停止基準別表16の項>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 16 建設業法の規定に違反し、契約相手方として不適当であると認められるとき（前項に掲げる場合を除く。）。	1月以上9月以内

本件問合せ先

那須塩原市総務部契約検査課契約係
那須塩原市共墾社108番地2
電話：0287-62-7114